

令和5年5月8日

保護者の皆様

新居浜市教育委員会
教育長 高橋 良光
新居浜市立中萩中学校
校長 矢野 雅士

新型コロナウイルス5類感染症移行後の学校生活について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、新居浜市教育委員会では、長期にわたり、子どもたちの学びの保証と、感染防止対策のバランスを保つことを基本とし、健全な学校教育活動推進に尽力してまいりました。保護者の皆様には、多大なご理解とご協力を賜りましたこと厚く感謝申し上げます。

さて、5月8日からの、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、「学校保健安全法施行規則」の一部改正及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

つきましては、すでに学校等からもお子様を通じて連絡があった点もあるかと思いますが、改正後の学校生活について、次のとおり変更点をまとめましたので、これらにご留意の上、ウイズコロナ、アフターコロナに向かう中でも児童生徒等が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、引き続き基本的な感染防止対策をお願いします。
 - ① 手洗い等の手指衛生や咳エチケット、換気等の励行をお願いします。
 - ② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは、無理に登校せず、ご家庭で休養してください。
 - ③ 毎日の健康観察については、カード等で学校に報告するシステムは基本的に求めませんが、引き続いて行ってください。

＊ 学校では、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じ、
・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
などの措置を一時的に講じさせていただくこともあります。

2 マスクの着用について

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、マスクの着脱については、個人の体調や考え方に基づくことから、着用をしている児童生徒に、外すことを求めるものでもありません。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 感染症流行時等には、校長判断により、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すなどの対応を検討することもあります。

3 部活動について

- 地域の感染状況や学校の実情を踏まえ、校長と教育委員会の協議により、感染が拡大しないよう対応します。

4 出席停止等の取扱い等について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。
- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由で、感染不安で休ませたい場合は、学校長にご相談ください。引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこともできます。(必ずしもすべてが可能というわけではありません)。
- 「濃厚接触者」という定義がなくなりますので、家族等に感染が認められた場合でも、本人の健康状態に問題がなければ、自宅待機等を求めることはありません。インフルエンザ様疾患と同様の扱いをします。